

松江市告示第 209 号

地域ブランド産地育成事業補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 218 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(補助金の概算払)	
<u>第3条 規則第14条第1項ただし書の規定により、この補助金は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。</u>	
<u>第4条 略</u>	<u>第3条 略</u>
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
1 そば生産振興事業	1 そば生産振興事業
略	略
終期 <u>令和6年3月31日</u>	終期 <u>令和5年3月31日</u>
略	略
2 大豆生産量拡大事業	2 大豆生産量拡大事業
略	略
終期 <u>令和6年3月31日</u>	終期 <u>令和5年3月31日</u>
略	略
3 西条柿販売促進対策事業	3 西条柿販売促進対策事業
略	略
補助金の交付率 <u>補助金の交付対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、又は金額 <u>35万円</u>を上限とする。</u>	補助金の交付率 <u>補助金の交付対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、又は金額 <u>29万円</u>を上限とする。</u>
終期 <u>令和6年3月31日</u>	終期 <u>令和5年3月31日</u>
略	略

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。